

行橋市分別収集計画

第11期

令和7年6月

行 橋 市

目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	計画の基本	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み ..	4
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10.	分別収集を実施する者に関する基本的事項	5
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

行橋市分別収集計画

令和7年6月

1. 計画策定の意義

本市の目標は、「緑と水を大切にし、快適に暮らせる環境共生都市」であり、廃棄物については、分別、資源化、リサイクルにより減量化を図り循環型社会を目指している。

現在の生活は、快適さを求めるあまり、使い捨てや商品の多様化、多品種化、過剰包装等により、廃棄物が発生しやすい状況にあり、これに伴いごみの収集や分別、処理にかかる費用が増大し、脆弱な地方財政をますます悪化させている。

また近年の経済状況の変化により、資源需要が高まり石油等の枯渇性資源の使用抑制、再利用が求められ、加えて地球温暖化対策といった観点からも容器包装廃棄物のより一層の分別、リサイクルの必要性が増大している。

このような状況の中で、本市では廃棄物となる物の各段階での発生を抑制し、また再資源としてその利用を促進し、環境への負荷の少ないリサイクル型社会を目指す。

これにより、全体的なごみの減量、人件費、ごみ処理経費の削減、施設の延命化等を図ることができる。

2. 計画の基本

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制(リフューズ)、排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を主体とした循環型社会を構築する。
- ・市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる資源の有効活用や環境負荷の軽減を行う。
- ・容器包装廃棄物の安全で適正な処理を行う。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装、スチール製容器、アルミ製容器、段ボールを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t)					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	6,003	5,982	5,961	5,940	5,919

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

事業名	事業内容
ごみ減量プロジェクト	市内から排出される可燃ごみを減量するため、4R運動(Refuse【リフューズ:断る】、Reduce【リデュース:減らす】、Reuse【リユース:再使用】、Recycle【リサイクル:再生利用】)の4つの頭文字『R』をとった運動)をごみ減量実現の4つの柱とし、市民総出で取り組みを行う。
資源回収奨励金交付事業	市に登録された資源回収団体(各自治会や子ども会等)が家庭から出た新聞類、ダンボール、雑誌類、繊維類などの資源ごみを回収し、その量に応じて補助金を交付する。
ごみ減量化に向けた出前講座	環境教育の一環として、環境問題に関心を持ち、知識を深める事を目的に、市内の小学校4年生を対象としたごみ減量化に向けた出前講座を行う。
小学校社会科副読本の配布	子どもの頃から広く環境問題に関心を持ち、知識を深める事を目的に、市内の小学校4年生全員を対象に、ごみの出し方や処理の仕組みが記述された副読本を配布する。
有料指定ごみ袋制度	ごみの分別を徹底し、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、家庭系の有料指定ごみ袋制度を実施する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄に、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	59		58		58		58		58	
主としてアルミ製の容器	91		91		91		90		90	
無色のガラス製容器	135		134		134		133		133	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0	135	0	134	0	134	0	133	0	133
茶色のガラス製容器	141		141		140		140		139	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0	141	0	141	0	140	0	140	0	139
その他のガラス製容器	72		71		71		71		71	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	72	0	71	0	71	0	71	0	71	0
主としてダンボール製の容器	55		55		55		55		55	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET製の)容器であって 飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	160		160		159		158		158	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	160	0	160	0	159	0	158	0	158	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	268		267		266		265		265	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	268	0	267	0	266	0	265	0	265	0
(うち白色トレイ)	—		—		—		—		—	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{令和6年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率(対令和6年度比)}$$

人口変動率については、次式により下表のとおり設定した。なお、各計画年度の人口については、過去5年間の平均増減率により求めた推計人口とした。

$$\text{人口変動率} = \text{計画年度人口} / \text{令和6年度人口}$$

(単位:人)

計画年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 口	71,588	71,337	71,087	70,839	70,591
対令和6年度比	98.90%	98.55%	98.21%	97.86%	97.52%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別の区分ごとの収集・分別の実施者については、下記のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	ダンボール	ダンボール	市による定期収集 集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	民間業者
	プラスチック製容器包装 (発泡スチロール含む)	プラスチック製容器包装		みやこ処理場

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の分別の区分ごとの収集・分別に係る施設については、下記のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	指定袋	平ボディ車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	指定袋	平ボディ車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ダンボール	ダンボール	指定ひも	パッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	パッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
プラスチック製容器包装 (発泡スチロール含む)	プラスチック製容器包装			みやこ処理場 (選別・圧縮・保管)

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- (1) 各自治会や子ども会等における集団回収を促進するため、引き続き資源回収を行う各団体を支援していく。
- (2) 容器包装廃棄物の排出に際しては、分別の区分と基準にしたがって、適正に排出されるように啓発を行う。
- (3) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。